

第6期 第4回阪南市自治基本条例推進委員会 会議録（概要）

開催日時	令和5年2月17日（金） 午後6時30分～
開催場所	阪南市役所3階 全員協議会室
出席者	【委員】新川委員長、壬生副委員長、草竹委員、福岡委員、田中委員、佐渡委員 奥野委員、岡委員、森本委員、木村委員、須藤委員、牛田委員 12人出席 【市】 政策共創室 藤原室長、御坊谷室長代理、岩下主査、枇榔主事
傍聴人数	1人
議題	○阪南市自治基本条例の見直し・運用に関する提言（案） ○阪南市自治基本条例の見直し・運用に関する提言 答申
資料	○資料1 阪南市自治基本条例の見直し・運用に関する提言（案） ○資料2 阪南市協働の指針（素案） ○参考資料 地域力支援研修の取り組み
会議	<p>あいさつ</p> <p>委員長 皆さんこんばんは。 今年度も色々と議論が煮詰まってきました。本日の推進委員会で、阪南市自治基本条例の見直し・運用に関する提言を行っていきたいと思っています。よろしくお願いいたします。</p> <p>前回の推進委員会では、この条例の見直しや運用のあり方について様々な意見をいただきながら、議論をしてきました。自治基本条例は当委員会の中では定着して、理解も深まっているところがあります。しかし相変わらず市民の多くの方々には、どこかで聞いたということがあっても、すぐにまた忘れてしまう存在になっているかもしれないと思います。そう思いながら、前回の推進委員会でこの条例を丁寧に運用し、市民が自分達の条例であると考えて、自治を進めていく状態を出来るだけ幅広く作れば良いということを議論しました。そのような議論の中でも、この条例をさらに進めていかなければなりません。したがって条文については時代や法律、或いは社会の変化というものに合わせる。また条文の表記や解釈もできる限り、この地域の未来を先導するようなものにしようということで、検討してきていただきました。</p> <p>収束している地域もありますが、未だ新型コロナウイルス感染症の罹患者が多数います。またウクライナ侵攻の終息が見えません。様々な影響が、私達の日常の暮らしの中にも大きく影を落としている状況でもあります。そのような中で本当に市民の暮らしを基本の部分で守っていく。そして、この地域の理想と発展を目指していくという条例がきちんと機能するよう、その土台の部分を検討いただいてきております。</p> <p>前回の見直しの際には、危機管理という考え方を積極的に条例の条文の中に取り入れることが出来ました。その点でも、この条例は少しずつ進歩しています。その一方で、市民の方々が日常で利用していただくものにするには、さらに進んで考えなければならなりません。本市の新しい総合計画に、共に創造する「共創」という新しい概念が取り入れられました。勿論これまでも私達が取り組んできた協働の中に、この共創も含まれているだろうと思っております。しかし、こうした共創による新たな協働の展開というようなことも積極的に進めていかなければなりません。また、進めていくときの土台として、この条例が重要であると思っております。この辺りについて、解釈や運用のところで皆様方からの意見もいただきながら、この見直しや運用に関する報告を仕立て上げてきたところで、本日はおそらく最後の議論になるかと思いますが、しっかりとこの条例の見直しや運用に関する提言についてご議論いただき、できれば答申に持っていきたいと思っております。どうぞ、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、次第3、阪南市自治基本条例の見直し運用に関する提言の案について、事務局から、これまでの修正も踏まえまして説明をお願いします。</p> <p>【阪南市自治基本条例の見直し・運用に関する提言（案）について】</p> <p>事務局 資料1に基づき、阪南市自治基本条例の見直し・運用に関する提言（案）について説明。</p>

委員長 前回の推進委員会以降、部会を2度開催して本日の案を調整いただきました。これについて、質問や意見をいただきたいと思います。特に無ければ、この案を私達の報告として答申したいと思いますが、よろしいでしょうか。

各委員 了承

委員長 それでは今回用意いただいた提言の案は、委員の皆様方のご同意をいただきました。したがって、これをもって私達の答申として提出させていただきます。特に修正点等はありませんから、この形で答申したいと思っております。それでは10分程度休憩を挟み、その後市長に当委員会へ出席いただき、答申の提出を行います。

【阪南市自治基本条例の見直し・運用に関する提言 答申について】

市長 入室

委員長 本日、阪南市自治基本条例の見直しや運用についての議論を重ねて、そしてこれを市長へ答申を行う段階までできました。それでは、この取りまとめを市長へ提出したいと思います。

今回の検証では、自治基本条例第31条条例の見直しに、施行日から5年を超えない期間ごとに、条例の各条項の社会情勢への適合について検討を行うと規定しています。現在、前回の平成28年、29年度の検証を行ってから5年経過しようとしています。

また条例の運用状況も踏まえ、この度、自治基本条例見直しの必要性について検証を行いました。人口減少や急激な少子高齢化の影響、社会課題の多様化や複雑化により本市を取り巻く状況は変化し続けています。このような状況こそ、市政の方向性の根幹をなす自治基本条例の意義を踏まえ、市の主役である市民によるまちづくりをより一層推進していく必要があります。

この提言を受け止めていただき、今後の市政運営及び自治基本条例のさらなる推進に対応するようと思ひ、ここに提言を申し上げます。

市長 ただいま、委員長より提言書を頂戴しました。本日は委員長並びに副委員長をはじめ、委員の皆様方には、自治基本条例推進委員会を開催していただいたこと、また、多くの委員の皆様がご参集いただいたことをまず御礼を申し上げます。

私の方から令和3年7月29日に、自治基本条例見直しの必要性について諮問させていただきました。そして部会も含め、本日で12回もご議論を重ねていただきまして、本日の提言書が出来上がったと考えております。

令和4年3月に新しい総合計画を策定し、その計画においては、これまでの協働というところから、今様々な課題を解決するに当たり、市民や事業者と共に取り組んでいく、そこで新しい価値をしっかりと創造していくということで“共創”ということ为本市の中心に据えております。そうした中において、諮問させていただき、一定の改善も必要であるというようなご指摘も含めまして、ご提言をいただきました。

この提言を、しっかりと自治基本条例を基に市政運営していくためにお役に立てるよう努めて参りたいと思っております。本当に長くご議論をいただきましてありがとうございます。今後も、自治基本条例のもとでしっかりとまちづくりを運営して参りますので、変わらぬご支援をいただきますことをお願いいたします。御礼の挨拶とさせていただきます。

市長 退室

委員長 先程1点だけ申し上げ忘れておりましたが、今市長からもあったように当推進委員会だけではなく、部会の方々のご尽力もあり、計12回の会合を通じて今回の提言が出来たということもあります。部会長を務めていただいた副委員長、そして部会のメンバーの方々に改めて御礼を申し上げます。

本日を持ちまして、部会委員の任については解かせていただきます。それでは次に次第5その他について、事務局から説明をお願いします。

【その他について】

事務局 資料2に基づき、協働の指針について説明。

(協働の指針について推進委員からの意見、質疑・応答)

委員長 ただいまの事務局からの説明の通り、阪南市における協働の方向性について、協働の指針も現在、市で策定されてきています。これについて、委員の皆様方からご質問又はご意見がありましたら、いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

阪南市が、これまで協働の指針を策定しているという経緯、それから前期の自治基本条例推進委員会として、この協働というものを自治基本基本条例の中に取り入れ新たな条文を追加したこと、そして、それに際して、協働についての考え方を自治基本条例推進委員会でも議論させていただいてきたという経緯がありました。

それらを踏まえ、この新しい指針を出そうということで提案をいただいています。今すぐにこの内容を見て、意見を出し合うこともなさそうですので、もしお許しいただけるのであれば、この阪南市における協働の方向性について議論をいただきたいです。そして、任期中に私達としての結論を出したいと考えております。大変恐縮ですが、再び部会を設置して、そこでご議論をいただき、それに基づいて推進委員会で結論を出していきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

特に反対の声はありませんので、その方針でいきたいと思えます。

委員 1つだけ質問があります。再設置する部会の委員について、どのような感じになるのでしょうか。若い方に参画してもらえればと思っています。

委員長 従来部会が一生懸命に取り組んでくださったということもあります。したがって、これを基礎にしたいと思いますが、先程意見をいただいたように、考えも多々あるかと思えます。ここは調整をさせていただければと思っています。よろしく願います。

それでは本件については、改めて部会制度を取り、原則として条例の見直しの部会に準じる形で指名させていただいて、そしてご審議、ご検討いただきます。その結果を踏まえ、推進委員会で結論を出すという手順を進めて参りたいと思えますが、よろしいでしょうか。

(各委員了承)

それでは皆様からのご意向を踏まえ、この後早速、部会の設置と委員長である私から、部会委員の指名をさせていただきます。なお、部会長に関しては、副委員長にお願いをせざるを得ないため、よろしく願います。

それでは協働の指針につきましては、以上にさせていただきたいと思えます。その他、もう1点あると聞いております。事務局から説明いただけますか。

事務局 参考資料に基づき、地域力支援研修の取り組み、地域運営組織について説明。

(地域力支援研修の取り組み、地域運営組織について推進委員からの意見、質疑・応答)

委員長 地域運営組織を本格的に進めていこうということで、次年度その計画をしているという説明をいただきました。これは自治基本条例のまさに自治の部分、これを実現する地域の新しい仕組みを作っていこうという試みです。したがって、当自治基本条例推進委員会としても、積極的にこの地域運営組織のあり方について議論していかなければならないかなと思っています。次年度はこのような議論をぜひ皆さんと一緒にしていければと思っています。

本日の段階で、もし何かご質問や疑問点等がありましたら、それらをいただき今後の検討に活かしていきたいと思えますがいかがでしょうか。

委員 自治基本条例推進委員会で、地域まちづくり協議会条例を検討するのでしょうか。

事務局	<p>このまちづくり協議会については、来期の自治基本条例推進委員会の中で少し議論いただきたいと考えています。ただ、具体的に部会を設置して議論するというような詳細はまだ決定していないため、その辺りについては来期に相談させていただきます。</p> <p>議論するとなったとしても、条例の文言などを詳細に議論いただくというより、どちらかといえば盛り込んでいく項目について議論いただくかと想定しています。また、実際、地域まちづくり協議会というものを作っていく時に、どのようなことから始めて行くのかわからないかと思っておりますので、そのためにガイドラインが必要だと考えており、そのガイドラインを作っていくにはどうすればいいのかについて議論いただくことも考えております。詳細まで煮詰まっておらず申し訳ありませんが、そのようなイメージです。</p>
委員	<p>わかりました。そうすれば、やはりまちづくりに関わっている方が委員になった方が、イメージがよりわかりやすくなるのではないのでしょうか。全く未経験の方よりは、実際まちづくりをされている方々の意見もいただいて作った方が良い条例になるのではないかなと思います。</p>
委員長	<p>新しい地域まちづくり協議会の設置、或いはそのような地域運営組織をどの方向で考えていけばよいのか。この議論には、ぜひまちづくりに積極的に関わっている市民や団体、特に若い人達に積極的に入っていただいて議論ができる。そのような場を作っただけかということで意見をいただきました。この辺りはまた事務局でも検討いただければと思います。もちろん当委員会としては、それは自治基本条例の一環であることは間違いございません。よって、その審議の具体的な検討場面では、新しい知恵というものを積極的に取り入れていく事も必要であると、委員から意見をいただきましたので参考にさせていただければと思います。その他いかがでしょうか。</p> <p>それでは地域運営組織について、特に市では地域まちづくり協議会条例を念頭に置きながら、地域まちづくり協議会というものが、市内4地域ぐらいで活発に活動に取り組む。そのようなことを通じて、地域の自治というものを実現していく。そして、市民や地域の暮らしを豊かなものに変えていくような活動ができる。そのような地域を作っていくということ、次年度以降にその検討が始まることになりそうです。</p> <p>地域まちづくり協議会のような主体のものを、今制度的にしっかりと作っているところが、全国で200団体ぐらいあるかなと思っています。どちらかといえば、小規模な町や村といった、地域が徐々に疲弊していき、加えて高齢化も進行し、地域を支える方も減少していくなかでどうすればよいかと考えたときに、従来型の地縁団体の範囲ではなかなか上手く機能しません。そのような問題を抱えているなかで出てきたのがこの地域の自治組織です。その組織は従来の地区や自治会町内会の範囲を超え、福祉や教育或いは保健衛生や民間企業にも入っていただいて、新しい仕組み・枠組みで地域のサービスを自主的に作っていくような組織です。もちろん、団体や地域ごとに個性がありますので、取り組んでいる活動は多種多様です。</p> <p>この阪南市ではどのような仕組みが、本当に地域の皆さんにとって一番大きな成果があるのか。しかも資源が限られていますので、それをどのように効果的、効率的に活用して地域の仕組みを作っていくのかということが大きな課題となります。</p> <p>したがって、現状を少しでもより良くしていこうと思えば、皆で協力し様々な力をもう一度組み立て直して、少しでも問題を解決していったり、日常が快適になるようなものを阪南市の中で作っていく新たな試みとして、地域まちづくり協議会や地域運営組織は様々な可能性を秘めていると考えられます。</p> <p>ただし、実際に形だけ作っても機能しません。地域の中から話が盛り上がり、このような組織が生まれると一番いいですが、やはりなかなかそこまではいかないので、その辺りをどのようにして組織していくのか、どういうふうに作っていくのか。そのような議論も含め、次年度は地域運営組織或いは地域まちづくり協議会の議論が出来ればと思っております。今後ともご協力よろしくお願ひしたいと思ひます。</p> <p>それでは皆様方から何か特に発言がありましたら、それをいただいて、そろそろ終了したいと思います。いかがでしょうか。</p>

副委員長 (部会長)	<p>1点だけ事務局にお願いがあります。</p> <p>その他の一つ目の協働の指針に関して、協働の指針を作成した時には、協働ばかり考えていて、共創というものを考えていなかったです。実際に共創をどのように盛り込んでいくかは少し悩ましいところだなと思っております。したがって、部会で検討を行っていくということであれば早めに着手していく必要があります。その最初の部会では、協働と共創はどのように異なるのか。なぜ敢えてその共創という言葉を入れられたかを改めて部会でわかりやすく説明していただきたいと思います。</p> <p>また共創の定義という話だけではなく、例えば共創としてどのような取り組みを進めておられるのか。またこれからどのようなことをしようと思っておられるのかなど、具体的な例を挙げながら、説明いただけるよう準備をお願いします。</p>
委員長	<p>既に部会長は決定しており、その部会長からの要望ですので、事務局はよろしくお願します。ただ、部会がまだ流動的ですので、この後に指名して速やかに連絡させていただきますのでよろしくお願します。</p> <p>その他、何かございますか。</p> <p>特になければ、本日の阪南市自治基本条例推進委員会を終了いたします。</p>